

今後の南海トラフ地震アクションプラン 策定協議の進め方等について

- ◆ 「南海トラフ地震・首都直感地震等大規模災害時の応援のあり方に関する検討会中間報告書」（以下「中間報告書」という。）及びこれまでの関係者会議における協議状況を踏まえ、南海トラフ地震アクションプラン（以下単に「アクションプラン」という。）の策定に向けて、今後次のような方針で進めることとしてはどうか。

1 全般的な方針

- 関係者会議においてアクションプラン策定に関する基本的な方針について合意を得た上で、関係者会議の下でワーキンググループを開催し、同方針に基づき具体的なアクションプランの案の作成作業を進める。
- ワーキンググループから報告されたアクションプラン（案）について、関係者会議で合意形成を行い、令和5年度中のアクションプラン策定を目指す。

2 関係者会議の進め方

(1) 協議等の方針

南海トラフ地震を想定して策定された、「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画（令和4年6月10日中央防災会議幹事会）」や「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（令和2年7月消防庁）」など（以下「具体計画等」という。）の定めのうち、第3回会議までに整理した論点に対応する項目をたたき台として、中間報告書で提示された意見に沿って、自治体職員の応援派遣の枠組みについて協議を進める。

(2) 協議事項（括弧内は中間報告や関係者会議で出た主な論点・意見）

- ① アクションプランの適用基準
（具体計画や緊急消防援助隊の適用基準を踏まえた基準確定）
- ② 応援県等・受援県の組合せ
（既存の協定や被害想定等との調整・指定都市の位置づけなど）
- ③ 対象業務
（受援対象業務の例や過去の実績を踏まえた対象業務の想定）
- ④ 応援体制の在り方
（派遣規模、応援部隊の構成（市区町村応援部隊取りまとめ体制、ニーズに応じた構成）統括班・後方支援班の構築など）

- ⑤ 受援体制の在り方
(受援調整や情報共有を行う体制の設置・受援計画等の構築、県の情報連絡員(県リエゾン)の派遣体制など)
- ⑥ アクションプランの実効性確保
(総務省からの通知、訓練の実施など)
- ⑦ その他ワーキンググループに向けた情報整理
(全割れ・半割れパターンごとの派遣タイミング、派遣時期・派遣経路などの協議に向けた情報整理)

(3) スケジュールのイメージ

令和5年6月頃(出水期前)までに3回程度関係者会議を開催し、上記協議事項について議論し、アクションプラン策定の基本的な方針についての合意を得る。

ワーキンググループから報告されたアクションプラン(案)について、関係者会議で合意形成を行い、令和5年度中のアクションプラン策定を目指す。

3 ワーキンググループの進め方

(1) 協議等の方針

関係者会議で協議された作業方針や中間報告書、具体計画等に沿って、アクションプランの運用に関する事項について協議を行い、南海トラフ地震アクションプラン案の策定作業を行う。

ただし、作業においては、消防や警察の応援派遣と自治体職員の応援派遣における役割等の違いに留意するものとする。

(2) 協議事項(括弧内は中間報告や関係者会議で出た主な論点・意見)

- ① 全割れ・半割れ(東側・西側)ごとのパターン分け
(半割れ時における、非被災県等の応援タイミングなど)
- ② 発災時の情報共有
(窓口等の平時からの確立、関係団体間の情報共有の合理化・簡素化など)
- ③ 応援規模・受援ニーズの想定
(いかなる区分の職員の派遣を想定するのか、具体的に派遣可能な職員数における割合を想定するのかなど)
- ④ 進出経路
(道路啓開計画、道路被害状況の情報収集・ルート選定方法の確認など)
- ⑤ 実災害の状況を踏まえた調整
(想定外の被害発生等への対応、実際の被害状況を踏まえた応援調整など)
- ⑥ その他ロジ関係
(宿泊先の確保など)

(3) スケジュールのイメージ

関係者会議における基本的な方針の合意、過去の災害や受援県ごとの南海トラフ地震関連情報調査（令和5年3月終了予定）を受け、令和5年6月頃にワーキンググループを開始する。3～4回程度ワーキンググループを開催し、年内に関係者会議にアクションプランの案を報告する。

【参考】スケジュールイメージ

	1月	2月 ～3月	4月 ～6月	7月 ～11月	12月 ～
関係者 会議	○第4回開催 ・会議の進め方 ・組合せ		○第5～7回開催 ・組合せ ・応援体制 ・応援体制 など		○第8回開催 ・アクション プラン策定
WG				○3～4回程度開催 ・情報共有 ・進出経路 など ⇒関係者会議に報告	
その他		・調査結果 受領			